

議案第 5 4 号

ひたちなか市社会福祉施設の指定管理者の指定について

ひたちなか市社会福祉施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
ひたちなか市 総合福祉センター	ひたちなか市西大島3丁目16番1号 社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会 会長 大谷 明	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで
ひたちなか市 那珂湊総合福祉センター	ひたちなか市西大島3丁目16番1号 社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会 会長 大谷 明	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで
ひたちなか市 ふれあい交流館	ひたちなか市西大島3丁目16番1号 社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会 会長 大谷 明	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで
ひたちなか市 金上ふれあいセンター	ひたちなか市西大島3丁目16番1号 社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会 会長 大谷 明	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで